

第177回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和4年10月18日 午後2時30分から

会場 市役所2階 国立市議会委員会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示
事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛
文書法制課文書法制係主査 田口 陽平
説明者 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛

【石居会長】 では、お待たせいたしました。第177回の国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、今日は継続の案件1件のみで審議をしていく、特に答申案の中身について具体的な議論をしたいと思いますが、それに先立ちまして、前回の議論を踏まえて、事務局から少しお答えをいただける点があるということで、まずは御説明をいただいて、その後、中身の検討に移りたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

【文書法制係長】 では、本日もよろしくお願いいたします。担当課のほうから3点お伝えしたい点がございます。

まず1点目ですが、条例素案につきまして、前回御意見いただきました4条の事業者の責務規定、加えまして5条の市民等の責務規定につきまして、現在、市の施策に協力しなければならないということについて、少し表現が強過ぎるのではないかといった御意見をいただきました。

そちらを受けまして市のほうでも検討しましたが、前回、御意見としては、3条の表現に合わせまして、「協力するよう努めなければならない」といった表現がよいのではないかといった御意見もあったと思いますが、「努めなければならない」という表現にしますと、5条のほうで既に「努める」という文言が2か所入っていることもありまして、努めるとともに、努め、さらに協力するよう努めなければならないというのは、少し収まりが悪いというのもありまして、検討したのですけれども、例えば「協力するものとする」というぐらいに、「するものとする」ということであると、一定の義務付けはあるのですけれども、「しなければならない」というところまでの強い表現ではないという形になりますので、「協力するものとする」といった表現にしたいと考えているところでございます。4条と5条両方です。「市の施策に協力するものとする」といった方向で考えております。

続きまして、2点目、条例素案の20条についてですが、20条の1項で審議会への諮問をできるケースを今3号立てで挙げておりますが、前回の審議会で、諮問できる場合を広めにカバーできるようなことを検討してはどうかといった御意見をいただいたと思います。

そちらにつきましても、広めにカバーできる規定を入れる方向で考えております。具体的に資料は御用意できていませんが、2号と3号を合体させたような形で2号にしまして、新しく3号で、「前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の保護に関する重要な施策を実施しようとする場合」というような、少し広めの、カバーできるような規定を設けることを考えております。

続きまして、3点目ですが、こちらは個人情報の開示請求等が出された場合の決定期限です。こち

ら条例の素案では、開示決定につきましては、13条で、法律では30日以内となっているところを、現行の条例に合わせまして14日以内としております。この14日の日数のカウントの仕方なのですが、現行の条例では、初日を含めて、初日算入で、請求の日を含めて14日とカウントしておりますが、改正法では、民法の規定によりまして初日を不算入とすることになっております。そのため、請求の日を含めずに14日という適用の仕方をするようになります。

こちらに合わせまして、現在の情報公開条例につきましても、14日以内なのではけれども、現在、初日を含めた形の規定になっておりますので、初日を入れない形に条例の規定の整備をしたいと考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、今、前回の審議の内容を踏まえて御説明、御回答をいただいた部分になりますが、何か御意見、重ねて御質問等ございましたらお願いいたします。

【岸委員】 第4条の「協力するものとする」というふうにさせていただいたほうが、少し弱めて表現していただけたかなと思いますので、私自身はそれに賛成という意見であります。

以上です。

【中村委員】 では、中村からよろしいでしょうか。

【石居会長】 お願いします。

【中村委員】 1点目は、岸委員と同様、賛成です。「協力するものとする」の表現がよろしいかと思えます。

それから2点目も、条文を見てみないと分からないのですが、おおむね審議会の諮問にかける範囲が広がる方向で検討されているのはよろしいかと思えます。

それから3点目、13条の14日以内ということ、これは仮に休日が重なったとしても14日以内なのでしょうか。それとも、営業日という意味なのでしょうか。

【文書法制係長】 14日末日が市の休日に当たった場合には、その翌開庁日になります。

【中村委員】 例えば、ゴールデンウィーク期間中でも14日、数えてしまうのですか。

【文書法制係長】 そうです。末日が祝日ではない限り、日数のカウントとしては入ってしまいますので、正直厳しい部分があるときも場合によってはございます。そういった場合は、必要に応じて期間の延長決定などをする場合もありますが、現在のところ、なるべく頑張って対応するようにはしております。

【中村委員】 承知しました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

【中村委員】 条文の文言的なことで、細かいことを申し上げてもよろしいですか。

【石居会長】 はい、お願いします。

【中村委員】 素案の7条5項ただし書、「ただし、公表することにより、著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは」というのは主語が抜けているので、「ただし、公表することにより、業務の性質上、著しい支障を及ぼすことがあると市の機関が認めるときは」ですかね。

【文書法制係長】 そうなります。御意見ありがとうございます。表現の仕方を、適切な、明確になるような表現にしたいと思います。

【中村委員】 主語を書けば解決だと思います。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

では、御対応いただきましてありがとうございます。また、最後に加えていただいた7条5項については、また御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほど事務局にお送りしたばかりで本当に申し訳ないのですが、継続審議をしてきております諮問に対する答申の案、形式がまだ整っていないのですけれども、文章にまとめました。先ほどまで書いていたことから分かりますとおり、まだ整理し切れてない自覚があるところがたくさんありますので、まず初めに、私のほうからざっとまとめ方について御説明を申し上げた上で、皆様から御意見をいただきたいなと思います。御意見をいただくときには、細かなところは突っ込みどころがたくさんあると思うのですが、細かなところもそうですし、あと内容として、これが落ちていたりとか、こういう観点がもっと必要なのではないかとか、そういったような内容に関わるところもいただければ、それを入れた上での検討というか修正をいたしますので、ぜひ御指摘いただければと思います。

まず、紙でお配りしたもの、ファイルでお送りしたものの、あると思いますが、4ページ、枚数でいうと2枚目の裏に差しかかったところまで今内容としては入っているかと思います。形式の面でいいますと、まだ整っていないのですが、冒頭のほうに文書番号や宛名、それから差し出しがあって、かがみの文章が来た後の内容として、通常の答申書と一緒になんですけど、1として、まず諮問事項というのが先に入ります。これは今回のものには入れていません。それから、2に諮問理由というのが入ります。これも今回入れていません。それに続く、恐らくここは3になるはずなのですが、冒頭の黒四角になっているところが3になって、当審議会の意見という形で、形式的には付言を今のところ別立てで黒四角にしているの、4というふうに組む形にしているのですが、上のところにあるように、（検討の経緯）とか（評価）とあるように、同じように（付言）というふうにする形式の答申も過去に多く見られますので、このあたり、最終的に形式をどうするかは調整をさせていただきたいと思えます。

ただ、付言を単独で立てたのが、御覧いただければ分かるのとおり、付言の中身が多いのですね。多いので、同じように括弧で表記をするにはかなり項目数が多くなってしまいますので、ひとまず4と立てているということになります。

以降の黒丸がずっと続いているのですが、これは内容ごとにまとめていて、最終的には番号を振りたいなと思っているのですが、ただ、並べる順番について、最終的に整理をし直そうと思って番号を振らずにいたまま、最終的な入替えもしていない状態なので、今は番号がついていません。これは、番号を整理してなるべく早く示したいということになりますということです。

では、ざっとですが、御説明してしまいたいと思います。

まず、冒頭ですけれども、当審議会の意見ということで、まず主文に当たるところが直後3行になりますが、表現の入替えをした関係で、最後3行目の「付言として申し述べます」というのは一旦削除してください。付言を別項目で立てましたので、一旦削除してください。ここの部分は、前回皆様に口頭で御確認させていただきましたが、諮問された条例素案に関しては、基本的には可とするというのが結論だということです。そして、ここでは検討の経緯と評価、少々前回までと表現を変えたのですけれども、検討の経緯と評価を以下に述べるという形で3をくくりました。

その検討の経緯については、これは従来の答申書などを参照しながら似たような形式にしたのです

けれども、具体的にどんな資料が提供されて、何に基づいて検討したのかということ、それから今回はパブリックコメントも行っておりますので、そちらについてもきちんと見た上での検討をしたということです。

後半のほう、これは前回、中村委員から御意見いただいたものですけれども、審議会では逐次質問や意見を投げかけて部局から回答があったというような話の後に、括弧で、その主なものについては、別紙、審議会委員からの意見と市の考え、1-7と1-11というのは最終的に消そうと思っているのですが、審議会で配られた資料の番号ですね、1-7と1-11の資料を別紙として添付して参照していただくという形にしようという内容になっています。

次に評価です。評価をどこでしようかなと思って、従来のものを見ると、評価そのものを単独で立項しているものはなかったのですが、判断の理由という書き方が従来多かったのですが、皆様から前回いろいろな形で評価をいただきましたので、評価を1つここで出してしまおうかと思いましたが、出しているということです。基本的には可なので、高く評価しますということを言った上で、その中でとりわけ評価したいこととして、審議会への報告に関わる規定の部分と、そのほか、上乘せの保護措置に関わる規定が含まれている部分というのを、中身までは紹介していませんけれども、条項を挙げて、それらを高く評価したいというふうに評価をまとめる形式にしました。

その上で付言ということで、評価をしているけれども、引き続き検討を要する、あるいは運用に際して留意すべき点ということで付言するというふうにしました。

これも、前回少々難しいという話を先走りですべて言ってしまったのですが、従来、検討を要する点というのと、付言、つまり要望の2つに分けて準備をしようかなと思っていて、前者はどちらかという直接的な、条例素案の条文、内容に関わるような意見で、後者は運用に関わる意見というふうに分けたいなと思っていたのですが、かなり重なる内容が多い上に、特に今回は保護委員会の見解にかなり縛られる形で、条文そのものをいじるというのが難しい状況の中で検討を続けてきているので、直接的にこの条文に、ダイレクトな検討を迫るような内容というのはなかなかないですね。運用でどれだけカバーできるかとか、細則でどれだけ深められるかという話がほとんどになっているので、一旦、そこを分けることを今日の段階では諦めました。なので、付言という形で一まとめにして、内容別の中を整理しているということになります。

以下は、前回かなり議論したものを私なりに項目立てをして整理したものになるのですが、1つ目のまとめは、市の基本的な方針の取りまとめと表明ということで、パブリックコメントに導かれるような形での提起、前半は私が前回議題として挙げた5つの項目を中心に整理しています。

2つ目が市民目線の審議会へというふうに、書き方は少々落ち着きがないのですが、ひとまず書いてみたのですが、こちらは、市民から事務局を介して審議会に声が届くような仕組みをつくと、そういう話を2番目のところにまとめています。

3つ目は、審議会への報告の実質化ということで、主に20条絡みのところで、報告が形骸化しないような工夫、仕組みをどういうふうにつくるのかということを検討してもらいたいという話を3つ目のところにまとめています。

それから、4つ目が自己情報コントロール権と自己責任ということで、特に本人同意に基づくということを一つ事例に出しながら、市の責任の範囲をどこまでに設定するのかということ、あるいは全てを自己責任に帰してしまわないような留意ということを、きちんと仕組みとして整えることが必要なのではないかという意見を入れてあります。

その次が漏えいに関わるどころ、これも20条の3項に関わるどころですけれども、国への最終報告よりも前に審議会には報告してほしいということと、その報告義務が生じる未満の問題でも、今後の対策の検討材料として、必要に応じて報告してもらいたいという中身を入れています。

次は、市議会が今回の改正法の対象から外れているということで、それに関わって、対象外であるけれども、とにかく市議会として自立的に仕組みを整えてほしいということ、それに協力する必要があるのであれば協力しますという内容です。

それから、だんだん細かい話になっていくので、細かいことをどうにかまとめたほうがいいかなと思ってはいるのですが、一応立てたとおりに行きますと、次が個人情報取扱業務の登録と廃止の公表に関わるどころで、これも前回議論になった話で、公表するしないの基準をきちんと内部的にでも整えてほしいということと、非公表の基準について審議会に報告するという内容を入れています。

それから、死者の個人情報が次に来て、最後にデジタル化時代に即した情報公開の推進ということで、これはここまでとはトーンが違う部分もありますが、情報公開というものへの積極性と工夫と安全性の追求みたいな話と、それに伴う市民コストの低減ということを最後に入れていくということになります。

ということで、文章的にはかなり整ってないところが多いと思います。整えていけば読み上げにしてみましたかっただけですが、多分読み上げるとかなり駄目なところがあるだろうと思っていますので、どこからでも構いません。細かなところでも結構ですし、先ほども申し上げたように、項目としてそもそも落ちていたりとか、項目の中身で、もっとこういう部分を強調したほうがいいとか、そういったことも含めて御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

【中川委員】 5分か10分ぐらい、読む時間いただいてもよろしいですか。

【石居会長】 大丈夫です。

【中川委員】 中村から、形式的な点、幾つかよろしいですか。

【石居会長】 はい。

【中川委員】 委員長、短期間の間にここまでのものを作成いただきまして、ありがとうございます。とてもとても、本当に感謝の念に堪えません。

まず、1ページ目の一番下の四角の付言のところだけ、「ですます調」になっています。それ以外は全部「ですます」ではないです。

それから、3ページ目の黒丸、1個、2個、審議会における個人情報保護への期待の段落の一番下の行、「どのような協力でもする用意があることを申し述べる」は、「可能な限りの協力をする用意がある」のほうがよろしいかなと思います。

すみません、形式的なところばかりで。以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

こちらで、読む時間が少しあったほうがいいというお声をいただきましたので、この後、少し読む時間を取りたいと思います。いただいた点、2つ目は全くそのとおりだと思いました。これだけお答えしちやいます。

「ですます調」は、今のところ、3の当審議会の意見の下の3行と付言の直後の4行が実は「ですます調」になっていて、その下のそれぞれの項目のところは「である調」になっているという書き分けであるのですが、少々これは自分でも落ち着きが悪いかなと思っていますので、検討したいと思います。ありがとうございます。

では、順番前後しましたが、少し読む時間を取りたいと思います。10分後ぐらいにまたお声がけします。私も見直しますので、ぜひお目通しいただければと思います。よろしくをお願いします。

(資料黙読)

【石居会長】 では、まだ読まれているようでしたら、引き続き目を通していただいても結構なのですが、どこからでも御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

お願いします。

【中川委員】 幾つか気がついた点につきまして、まず形式なのですけれども、(評価)のところ、判断の理由とされているところを評価としたということなのですから、読みやすさとして、判断の理由という項目立てにして中に評価が書かれているほうが、審議会としての判断の理由はここを見ればいいのかということでも分かりやすいのかなという気は若干いたします。

あと、この評価の内容なのですから、基本的に上乗せ規定について評価しているという点で、私も妥当であろうと思うのですが、幾つか付け加えてもよろしいのではないかと思います。まず1つが、3条2項の自己を本人とする個人情報、自己情報を管理する権利をうたっている条文について、一番基本的な理念規定であろうと思いますので、これをうたっていることを冒頭辺りで示していただくと、この条例自体の面が評価できるものであることが明確になるのではないかと思います。

もう一つ、前回も事務局から御説明あったのですけれども、本条例の重要な部分として、審議会の報告事項がたくさん入っている点が非常に評価できる点だというのは私も同意するところなのですが、もう一つ、7条の1,000件以下の個人情報についても、全て取扱いを行う場合には登録することにしてというの、国立市の条例の大きな独自性だと思いますので、法律でカバーされない1,000人以下の個人情報の取扱いについて、全て登録を義務付けている点についても、評価できる点として特記してもよろしいのではないかと思います。

あと、2枚目に行きまして、2枚目の基本的な方針の取りまとめと表明というところなのですが、これは庁内外に向けて発信、共有するということが書かれているのですが、前回の審議会で「公開」という言葉を使うのが適切ではないかというお話があったと思いますので、少し御検討いただければと思います。

その次、審議会への報告の実質化のところ、一番上の行で、審議会では主に報告がなされることになるということですが、これは「事後的な」という形容詞を付けていただくと趣旨が分かりやすいのではないかと考えました。

この段落の下から4行目、場合によっては監査の役割を審議会に求めるということなのですから、監査それ自体を行うことはできないと思いますので、監査機能的な役割等の表現のほうが適切かなと思います。

その次の自己情報コントロール権のところなのですから、冒頭の「自己を管理する権利」というのは、「自己を本人とする個人情報を管理する権利」であろうかと思えます。

ページめくりまして、その次の自己情報コントロール権の尊重は、ともすれば市民の自己責任の範囲を際限なく広げてしまう陥穽にということなのですから、自己情報コントロール権それ自体は、自己責任を求める概念で、義務付けがないもので、市が有している様々な情報について、市民が自らの意思でコントロールできるようにする請求権的な権利ですので、「自己情報コントロール権の名の下に」とか、尊重とは少し違うニュアンスのほうがいいのかないかなと思います。

最後ですが、このところにも一部含まれているのですけれども、20条3項の審議会に報告しなけ

ればいけない事項を規則で定めると、個人情報を取り扱う情報システムのうち、規則で定めるものの導入も、この規則について触れられているのですけれども——これ、20条3項の(1)ですかね。

【文書法制係長】 20条1項の第3号。

【中川委員】 20条1項の第3号、どちらの趣旨か。文脈上は本人アプリとかの話なので、20条3項(1)。

【文書法制係長】 3項の1号、2号辺りですか。

【中川委員】 これは、項目を別途立ててもいいのかなと思ひまして、前回の話ですと、20条3項(1)(2)で規則を定める場合には、適切な規則が定められるものと思われるのですけれども、その規則制定の定期的な見直しや、あるいは自発的な見直しの際に審議会に報告して下さるような形が取れるといいのではないかという話がありましたので、アプリの問題だけではなくて、20条3項(1)(2)の規則制定の問題として取り扱っていただけるといいのかなと思ひました。

すみません、長くなりましたが、差し当たり気づいたところは以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。ほぼ御指摘のとおりだと思います。いただいた御意見に沿って直していくことになると思います。

同じような形でも、また別の形でも構いません。御自由な形で御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

【関口委員】 よろしいでしょうか。

【石居会長】 お願いいたします。

【関口委員】 私からも2点ほどあるのですけれども、1点目は、今、中川委員から出た話とも重複するのですが、自己情報コントロール権と自己責任のところのまさに20条第3項(1)(2)の話で、3ページ目の頭に書いていただいているとおり、今、MICで開発されたシステムを使用する際の責任の範囲や、本人同意に基づいて個人情報を扱うシステムにおける責任の所在はひときわ繊細な問題であるため、20条の(1)(2)で、報告対象とする情報システムは適切に規則で定めていただき、適宜見直していただきたいという旨を入れていただきたいなと思ひました。これは規則で定める対象、何を報告対象のシステムとするかというところが重要なポイントになってくるかなと思うので、そこをきちんと規則で定めてくださいということと、対象を適宜見直していただきたいということを入れていただきたいなと思ひます。

2点目が、前回私が発言したところなので、少々混乱させてしまったかと思ひます。死者の個人情報の扱いのところなのですけれども、私が前回、第11条の不開示情報に関する情報でというふうに申し上げたと思うのですが、よく読んでみたら、死者の情報は個人情報には含まれなくなったのでというところを、個人情報の条例に引っかけて付言にするのが正しいのかが少々分からなくなって、11条の不開示情報だけにかかわらずなのかなと思ひましたので、死者の個人情報は、改正個人情報保護法では個人情報とみなされないことになっていますが、今までの国立市のきめ細かい個人情報の取扱いに準じて、今後も適切に取り扱っていただきたいですみたいな、全体に関わるような付言にしたほうがいいかなと思ひました。なので、そこを御検討いただければと思います。

以上2点です。

【石居会長】 ありがとうございます。こちらも御意見を踏まえて修正したいと思ひます。

お願いします。

【岸委員】 すごく細かい技術的な話なのですけれども、表記の問題として、素案とかでは第1条、

第2条で、例えば20条でしたら1項、2項、3項で、1項の中に1号、2号、3号があるというふうに読んでいるということによろしいですね。

【文書法制係長】 最終的に、形式的な調整は事務局のほうでさせていただこうと思っていますので、今、省略されている項とか号を明記する形で整えようかとは思っております。

【岸委員】 そこがどうなるのかというのが気になったので。例えば、審議会の意見のほうでは、第20条第1項第2号とか、そういうふうに表記されるということですか。

【文書法制係長】 はい、その予定ではおります。

【岸委員】 分かりました。そのほうが分かりやすいかなと思います。例えば、市民目線の審議会の第20条の2のような記載だと、第20条の2という条文があるのかなというふうに、法律とかでも、途中で後から違った条文が入れると、そんなふうになっちゃったりするので、すごく細かい話なのですが、そのあたりに引かかったということが1点。

あと、先ほどからの皆様のお話とかぶるところがあるのですがけれども、3ページ目の自己情報コントロール権と自己責任のところ、本人同意の名の下に保護が及ばないみたいな、それによって市民の権利が侵害されるというか、市民の個人情報の保護がないがしろになるという話も今まで出てきたのではないかと思いますので、先ほど皆さんがおっしゃったのと多分同じような話になるのではないかと思いますけど、そのあたり、少し表現を工夫していただくと大変ありがたいかなと。

あともう1点、全体の構成、順番とかの話に関わると思うのですがけれども、恐らく私も基本的に、大まかな感じではこの順番でいいのではないかと思っております。根拠としましては、最初にまず市の方針ということで立てていただいて、次が恐らく審議会そのものの在り方に関わる部分を中心に書いていただき、その後で、それにかかわらず、市の全体の個人情報の扱い方についての付言という順番でまとめていただいているのかなと思っております。基本的にはそれに賛成というか、そういうまとまりでお考えになっているというので、よろしいのではないかと思います。

これは、そこまでする必要あるのかどうか私も分からないのですが、一応申し上げておくと、もしかしたら今申し上げたように、さらにもう1個見出しを付けて、そこからさらに小見出しみたいな感じでやるのもありなのかなと思いますが、そこまでしなくてもいいのかなとも思って、一応考える材料として、そういうふうな考えもあるということをお知らせしておきます。

【石居会長】 ありがとうございます。今の最後の小見出しというのは、付言の中に、例えば最初のところに括弧して市の基本方針とかとして、そこに今の1個目が入って、2個目が審議会の在り方についてとして2番目と3番目が入ってとか、そういう感じですか。

【岸委員】 そういう感じです。

【石居会長】 ありがとうございます。

【中川委員】 追加で1点なのですが、1ページ目の評価のところの一番下の部分で、「そのほか条例では上乗せ保護する…」の各条の中の括弧内で、7条、8条、9条について、上で部分的に登場しているから出ていないのだと思うのですが、ほかの項も重要だと思いますので、ここに含めていただけると。

【石居会長】 分かりました。3から9まで。というか、そうしたら3から11までですね。

【中川委員】 そうですね。

【石居会長】 そうですね。ありがとうございます。

【中村委員】 では、よろしいでしょうか。

【石居会長】　　お願いします。

【中村委員】　　私は表現の部分なのですが、まずは付言の2個目の丸、市民目線の審議会への下から3行目、「全てに対応することはできない」の部分を「全てに対応することは現実的ではない」のほうがいい。

それから、その次の次の丸、自己情報コントロール権と自己責任の一番下の行、「システムを採用する場合の評価を」の表現は、「システムを採用する場合の評価と判断基準を」のほうがしっくりくるかなと思います。

それから、次の丸ポチ、個人情報保護委員会に報告すべき漏えい等の事態の下から2行目、「適宜報告いただき」ではなくて「適宜報告の上」とか。「いただき」「いただき」が重なってしまうので。

それから、一番最後の丸ポチです。デジタル化時代に即した情報公開の促進の1行目、「情報公開に対してデジタル化時代に即した安全な情報公開の在り方」の後に、括弧で「例えばオンライン請求など」は入ったほうが分かりやすいかなと思いました。

以上です。

【石居会長】　　ありがとうございます。こちらも含める形にしたいと思います。

ほかにかがででしょうか。

【中川委員】　　先ほど事務局からありました、20条1項の諮問事項を広めにカバーできるような条項を追加するという話だったのですが、条例それ自体に関する審議会としての具体的な意見が出たのはその部分だけですかね、条例の修正を求めるような。草案として出る段階では、もう入っている段階で議会に提出されるのだと思うのですけれども、現時点でまだ入っていないので、それをに入れていただくことを検討事項としなくていいのかどうかと。

【石居会長】　　それはどうされるかですよ。今までも、割と確かに個別条項の具体的な話は、その場その場で毎回潰してきていただいていたので、そういう意味では、添付で付けることになる2つの意見と市の対応というあの表を見ていただくと、折々にこんな意見が出ていたのだというのは少し分かるかなとは思いますが、今回も最終的に、素案のほうでは20条1項が改まった形で出るのであれば、これまでに準じるならば、ここには特に意見としては入れないという形になるのかなとも思うのですが、いかがでしょうか。

【文書法制係長】　　どちらでも……。

【文書法制課長】　　条例の規定として、当初、条例案として出るのであれば、そこにまた同じ審議会さんからの御意見が入っていると、重複するのかなという部分も想定できますので、その辺りは説明の中で、補足説明とかを議会で行いますので、それを踏まえて修正したところとかという発言はできる。ただ、記録としては残らないのですけれども、条例として載ってきてしまうと、条例にはきちんと載っているのになってきてしまう部分が想定できるのかと思っております。

【文書法制係長】　　修正したことは言えるのか。審議会の方針を受けて修正したとも言える……。

【文書法制課長】　　説明の中でということですね。ですので、先ほど言いました条例案の提案説明の中で、部長が補足説明する中で、審議会からの御意見をいただき、こういうふうに修正しましたという形での説明は可能かなと思います。そこで付記できないのであれば。

【石居会長】　　では、そのように対応していただいてでいいですかね。

【中川委員】　　そうですね。書いてくださいという形でもよろしいですし、仮にそうしないのであれば、判断の理由のところ、非常に大きなところですので、審議会の意見を反映してもらったとい

う点について、評価できるというふうに書いてもいいのかなと。

【文書法制課長】 御答申の中で入れていただいて、それに基づいてちゃんと規定されているなどというところも見えますので、御答申の中に組み込んでいただいてもそこは問題ないかと思います。

【石居会長】 そこは合わせたほうがいいですね。

【文書法制係長】 付言のところに入れていただいたほうが入れやすければ、そちらでも。

【中川委員】 私もどちらでも構いませんので。

【石居会長】 いずれにしても、触れたほうがいいということですね。

【中川委員】 ただ、審議会の中で出た重要な意見の一つかなと思いますので。

【石居会長】 分かりました。そしたら、案文も変わってくるということを踏まえるならば、今、中川委員から後方で御提案いただいた、評価を判断の理由に改めて、改めようかと思っているのですが、こちらのほうで評価するとともに、審議の過程でこういったことを盛り込んでいただいているというふうに触れるようにしたいと思います。

後日、20条の修正の文言だけ教えていただけるようにしてもいいですか。

【文書法制係長】 手持ち資料で準備していたので、まだ表現として固まっているものではないのですが、関口委員と中川委員、申し訳ございません。後でメールで送付させていただければと思いますが、少し読み上げさせていただきます。

20条第1項の(1)から(3)の部分の修正案ですが、(1)はそのままとしまして、(2)につきましても、元の案の第3号、(3)を第2号、(2)に合体するような形で、(2)法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準、その他市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則・基準等を定めようとする場合と2号のほうをしまして、(3)、第3号としまして、前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の保護に関する重要な施策を実施しようとする場合というような規定を考えております。

前回御説明しましたとおり、条例での規定については、具体的な記載をする必要があると個人情報保護委員会のほうから言われているところではあるのですが、このぐらいの規定なら、ある程度は具体的であると許容されるかなと担当課としては考えているところであります。あまり広く抽象的になり過ぎてものがあるかもしれませんが、個人情報の保護に関する重要な施策と言えば、広めにカバーできる、拾えるかなと思っているところでございます。

【石居会長】 ありがとうございます。こちらを参照しつつ、判断の理由のところに入れ込みたいと思います。

ほかにかがでしょうか。

改めて全体の構成なのですが、皆さんにいただいた御意見を踏まえて、どうしようかなと思っているのですが、3で当審議会の意見として入れて、1つ確実に変えようと思っているのは、2つ目の(評価)を改めて(判断の理由)というふうにしたいと思います。ここに評価と、もう少し踏み込んで判断の理由がはっきり分かるような形に修正を少ししようかなと思っています。あと、評価の内容は少し必要なものを書き加えるということですね。

付言を別立てするかどうかは、付言の直後が「ですます調」になっていることとも連動して、答申書、多分一般的にこのパターンかなと思うのですが、当審議会の意見というところの冒頭に来る文章は大体「ですます調」になっていて、それが終わって、検討の経緯とか判断の理由とか付言とかになると、以下「ですます調」じゃなく、「である調」に変わっていくという形式になっていて、

もともと実は私も、今3の直下にある3行と4の直下にある4行は、一つながりの文章にしていたのです。表現は違ったのですが、一つながりになっていたのも、ここが「ですます調」になっていて、そこから括弧して、検討の経緯、判断の理由、最後、(付言) となって①②というふうにしていたのですが、先ほども言った理由で、少々付言が重たいので分けた。そのときに、リードの文章を2つに分けていることで、3が終わった後にもう1回「ですます」に戻って、「である調」に進むという、少々中途半端なつくりになってしまっているのも、今、別立て……。

【文書法制係長】 1つの案なのですけれども、担当課というより事務局としてなんですけど、当初の予定ですと、1、諮問事項、2、諮問理由、3、審議会の意見、4として付言にするかということだと思っておりますけど、今まで1、諮問事項、2、理由、3、当審議会の意見という形もあると思っておりますけれども、確かに審議会の意見と付言の分量が多くなっていますし、ただ一方で、付言は審議会の意見の一部かなと思う部分もございますので、1、2、3の一番大きいくくりを第1、第2、第3にして、第1、諮問事項、第2、諮問理由、第3、審議会の意見で、その下に大きい1で今の1ページ目の上の部分、1で、「ですます」のところが入った上で、(1) 検討の経緯、(2) 判断の理由として、付言のところに2番と振って、その下を(1) から(2) と続けていくと、審議会の意見として、第3という大きいくくりの中に1と2の付言があって、それぞれ1の中に(1) 検討の経緯、(2) 判断の理由、2の付言の下に幾つかの付言が入ってくるという構造もつくり得るかなと思ったところではあるのですけれども。

【石居会長】 ありがとうございます。第3になって、当審議会の意見で、1はどういう形で今つくというイメージですか。

【文書法制係長】 上記諮問事項に係る条例、上の3行の頭に1とついて。

【石居会長】 1と数字がつく。

【文書法制係長】 その下に、その中に検討の経緯と判断の理由の部分、このつくりも、今まで割とそういうのが多いのですが、位置付けが分かりにくいので、そこを例えば検討の経緯を2とかにしてみてもいいかもしれない。検討の経緯を2にして、3として判断の理由にして、4番で付言としてもいいかなとも思ったりはします。

当初、先にお話した1番と2、2番を付言にするというのは、「ですます」をそのまま生かしていく場合には、大きい1番と2番のところ、柱の部分だけ、「ですます」にして、その下のところは常体の文章でというのでしたら、違和感はないかなと思ったところでもあります。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。第3で大きくくくるといい感じがします。その意味で当審議会の意見の文章はまとめて、(1) 検討の経緯、(2) 評価、(3) 付言で。

【文書法制係長】 付言を2にして。

【石居会長】 違うか。1、2、3か。付言は2。こんな細かい話をここでしなくてもよかったかもしれません。すみません。その場合、2は付言というタイトルがついて、1は何もつかないということになっちゃいますかね。

【文書法制係長】 何か付けるのを考えてもよいかと、「結論」とかでもよいかもしいませんが。

【石居会長】 もともと結論がありましたね。

【文書法制係長】 1、結論としてもよいかもしいません。

【石居会長】 分かりました。

【文書法制係長】 すみません、細かいことですので、後でまた御相談してもよいかもしいません。

【石居会長】 そうですね。ありがとうございます。という感じで行きたいと思います。なので、確実に言えることは、前半の「評価」を「判断の理由」に改めますということです。

あと後半ですが、個別の内容に関わらないところだと、並び順、まとまりというところに関しては、先ほど岸委員からは御意見をいただきましたが、何かほかに付言の個別事項の並び順、まとませ方みたいなどに関して、何かありましたらお願いします。

御意見いただいた、自己情報コントロール権と自己責任は2項目に分かれて、今の項目の後ろに付ける形になるかなとは思っていますが。

【中川委員】 運用上留意していただきたい点がみんなそうだと思うのですが、一番最初の丸と次の2つの丸は独立した形でいいと思うのですが、2枚目の自己情報コントロール権以下のところは、例えば、その他運用上留意していただきたい点という形で大きくまとめてしまって、個別内容を列挙するような形でも読みやすいのかなと思いました。ただ、実際に書いてみないと分からないところがあると思いますので。

【石居会長】 ありがとうございます。御意見として承って考えてみたいと思います。

ほかに、全体を通じてございますでしょうか。よろしいですか。

それと、進め方、難しいですね。いただいた御意見に基づいて、かなり完成形に近いものを、この後、私のほうで作って、事務局と相談させていただきながら、体裁まで整えたものを次の案にしたいと思うのですが、問題はそれを、次、もう一度皆様に集まっていただいて、11月頭にこの場で最終的に、多分そうすると読み上げると思うのですが、読み上げて確認させていただく。修正があればその場で修正するか、作ったものを皆様にメールでお送りして確認していただくというところで、表現レベルぐらいであればメールでというところが1つの判断基準かなと思っていたのですが、内容に関わって少し踏み込まなければいけないところもあるので。

【中川委員】 やはり会長お一人に責任を投げ出すような形になるとよくないと思いますので、内容に踏み込んだ修正が今日ありましたので、11月2日開催の方向でやむを得ないのではないかと。

【石居会長】 申し訳ありません。

【岸委員】 2日の9時半ですか。私の手帳にはそう書いてあるのですが。

【石居会長】 そうですね。予備日は2日の9時半になっております。

【岸委員】 いつもより早いのは、お尻のほうで何かあるのですか。

【石居会長】 すみません、私が。

【岸委員】 失礼しました。私は近いので一向に構いません。

【文書法制課長】 今度の11月2日、先生方へお願いするのは9時半からという形で御連絡が行っていると思いますけれども、当日、これだけ御審議いただいている、やはり市長のほうからも皆様に御挨拶を申し上げたいと事務局同様思っていて、ほかの審議会は答申いただくときとかに来られる場合がありますので。今回重要案件でもございますし、本当に大きな改正でしたので、そのような形で考えております。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。皆様、予備日を結局使うことになってしまって申し訳ないのですが、よろしいですか。中村委員は、結局御都合はいかがですか。

【中村委員】 参加できることになりました。ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

【中村委員】 9時半ですか。

【文書法制課長】 はい。

【石居会長】 そうです。

【中村委員】 大丈夫です。参加できます。よろしくをお願いします。

【石居会長】 申し訳ありません。ありがとうございます。

では、そうしましたら、今、事務局からも御提案いただきましたとおりで、11月2日9時半から始めさせていただいて、2日で確実に完成させるということはやるということと、同時に、10時に市長にお越しいただいて、そちらは形式的になるかもしれませんが、答申書をお渡しするという事です。

【中村委員】 そうすると、案がメールでまず回るということでしょうか。それで皆さんと表現を変えたりだとかでぐるぐる回して、2日の時点ではほぼ修正の必要がないような状態の完成度で仕上がっているということですか。

【文書法制課長】 今、中川委員からもお話がありました、内容に踏み込んでいる部分もありますので、形式的なところは会長と事務局のほうで整えさせていただきつつ、全くその場でいきなり委員の皆様にお見せするのではなくて、メールでタイミングを見ながら委員の皆様を送らせていただいて、御意見いただければ、2日の日の御審議というのはさらに進みが早いのかと思っておりますので、その辺りは適宜会長と御調整させていただきつつ、委員の皆様にもメールでお知らせさせていただきたい、このように考えているところでございます。

【中村委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

【中川委員】 基本的には11月2日に完成させるつもりで審議するという事で、ただ、必要な修正があれば、その場合は修正するという事ですか。

【石居会長】 はい。よろしくをお願いします。ありがとうございます。という形で、申し訳ありませんが進めさせていただきます。

もし今日のうちにこれだけはこのことがなありましたらお受けしますが、いかがでしょうか。

【文書法制課長】 事務局のほうから再確認なのですが、検討の経緯というところの下から3行目、審議会委員からの意見と市の考え、これは別紙で資料を答申にお付けするという事……。

【石居会長】 前回御提案いただいて、最終的に全体での合意は取っていなかったのですが、もしお持ちでしたら、1-7と1-11を御覧いただけますでしょうか。7月19日段階の意見と8月3日段階の意見と市の考えという、やり取りが記されているものになりまして、これを付けることで最終的な答申には反映していない、あるいはそれ以前の段階で素案に修正がなされたということに関しても、どんなやり取りがあったのかというのは少し分かっていただける、あるいは実際には素案には反映できなかったけれども、どんな意見が出たのかということが分かるかなと思っておりますが、こちらを添付——添付自体は可能ということでよろしかったですか。

【文書法制課長】 もう一度見直しをかけなければいけないことから、落丁があったりとか誤字脱字とか、あと形式的な問題等々も含めて、事務局のほうでも再度確認させていただいてという形にはなってくるかなと思います。

【文書法制係長】 この資料自体が、別の資料の、例えば資料ナンバー1-2のナンバー20についてとか項目として入っているのもありまして、また別の資料まで添付しないと分かりにくくなってしまいかたが少々懸念される点でありまして、その辺りをどう……。

【石居会長】 これ単体では分かりにくいですかね。

【中川委員】 議事録は公開されるのですよね。

【文書法制係長】 議事録は公開されています。あと、前回の審議は、特にこういった資料も準備しなかったりというのもあったりしまして、前回中村委員から御提案いただいた点でもありますので、どうするのが分かりやすい形かというのが迷った部分でもありまして。

【中川委員】 中村委員のおっしゃる趣旨は非常によく分かるので、私もその方向でいいのかなと思っていたのですが、確かにそもそも公開を前提に作られたものではなくて、内部の説明資料としてあるものですので、これを見ていただいて分かりやすいかどうかという問題もありますし、さらにこれ以外のことについても様々意見交換をしているということもあるので。逆に、これのみが審議会の内部における事務局とのやり取りであるというふうな印象を与えるのもよろしくないかなと思ったりしますね。

【関口委員】 経緯は、議事録が公開されるのであれば、そちらでいいような気がします。内部資料としての補足資料は付けずに、本文をまとめる形でよろしいのではないのでしょうか。

【中川委員】 検討の経緯の下から4行目とか3行目とか、そのあたりぐらいからついて。

【石居会長】 そうですね。括弧の中を、基本的には括弧を取ると……。

【中川委員】 別紙、括弧の中を取ればいいということですかね。

【石居会長】 はい。多分これを取ると、一応内容的には通じるはずなのですが、もう1回確認はしますが、やるとすると、取るということになります。

【中川委員】 中村委員の御意見もと思いますが。

【石居会長】 中村委員、いかがでしょうか。

【中村委員】 いずれでも結構だと思います。私、審議会委員からの意見としての考えというのは公開されている情報だと思っていたので、それだったら別紙として付けるのが分かりやすいのかなと思っています。もし内部資料、公開されていない資料なのであれば、検討の経緯の下から4行目の回答を得た、括弧のところで、詳細は第173回、174回、177回審議会の議事録を参照のこととするのがいいのかなと思います。

【石居会長】 あくまでも参照は示す、議事録で示すと。

【中村委員】 せっかくここまできれいに作ってくださったので、利用しない手はないかなと思っただけです。

【石居会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、検討の経過については議事録を参照にして、そもそもこれだけでは、現状の検討の経緯では、一体どれぐらいかけて審議会をやってきたのかも分からない形になっていますので、何回の議事録から何回というふうに表すことで、どれぐらい回を重ねたのかも分かっていたかと思えますので、議事録のほうを参照するという形に括弧内を書き換えることにしたいと思います。

【中村委員】 あと、表記の仕方の問題だとは思いますが、検討の経緯のところに、第何回、第何回、第何回という検討した回を載せて、一番最後にですね、別紙、検討した回参照みたいにしてもいいのかなと思ったのです。もちろんこれは表現の方法だけなので。

【石居会長】 ありがとうございます。いずれかの形で分かるようにしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、もう少し整ったものを出したかったのですが、このような形になってしまったので、次はきちんと体裁面も整えたものを御覧いただく形にしたいと思いますので、あと1回、引

き続きよろしくお願いいたします。

【中村委員】 もう一つよろしいでしょうか。

【石居会長】 お願いします。

【中村委員】 この書面は意見書になるのですか。答申書？

【石居会長】 答申書です。

【中村委員】 条例の素案というのは、この文書の後ろにくっつくのでしょうか。

【文書法制係長】 今まで付けていたこともあります、付けていないことのほうが多かったとは思いますが。

【中村委員】 もしこの後も細かな改正がされる可能性があるのであれば、どの時点における素案に対する意見なのかを特定しなきゃいけないと思うのです。なので、この答申書を出した時点の、この素案に対する意見は以下のとおりであるというふうにしておいたほうがいいのかと思いました。

【中川委員】 でも、修正が入るのですよね。

【文書法制課長】 今日お答えした部分の修正が入ってきていますので、その前の段階での御意見をいただいているのかなと認識しているところなのです。ですから、その辺りのずれをどうするのが危惧されてしまうのかなと思っております。

【中村委員】 どの素案に対する意見なのかをひも付けておかないと、少しずれが生じちゃった場合に問題かなと思ったのです。

【中川委員】 11月2日の時点で、今日御提案のあった20条1項の素案を見せていただければ、11月2日時点の素案について意見を述べた形にできると思うのですが。

【文書法制課長】 今度、答申日になってしまうのかなと。

【中川委員】 いや、11月2日時点ではなく、答申日……。

【文書法制係長】 今日の修正までを反映させた素案ということですかね。

【中川委員】 そうですね。

【文書法制課長】 であれば、今日ここで、前回の審議会を踏まえて変えた部分が反映された形の素案の御審議ということにはなろうかと思っております。

【中村委員】 その素案を添付しておいたほうが分かりやすいかなと思ったのですが。

【文書法制課長】 そうです。今、付ける前提でのお話ということで、日付、いつの段階での素案にするかというところで今お話をいただいたところなのですけれども。

【中川委員】 ただ、素案としては、別に委員会の審議日と合わせていただく必要はないと思いますので、担当課のほうで、適宜、11月2日の審議会に間に合うような形で、答申の対象となる素案を委員に提示していただくということでもいいのではないかと思います。それを添付すると。

【石居会長】 そうですね。なので、可能であれば、答申書の修正案を皆さんにメールでお送りするときに、最終版の素案というのですか、それが一緒に回ると間違いがないかなと思います。

【文書法制係長】 あと、今まで資料で出しているナンバー1-8の素案を見返した後に、軽微な形式的な修正とか単純な誤り、文字が抜けていたりとかがありましたので、その辺りは修正させていただいてもよろしいでしょうか。審議会のほうに特に諮らずに、規定の整理をした部分がありますので、そこは御了承いただければと思います。

【石居会長】 はい。

【中村委員】 もう1点よろしいですか。

【石居会長】 はい、どうぞ。

【中村委員】 22条で委任されている規則の制定というのは、いつ頃される予定なのか、それとももう案は存在するのですか。

【文書法制係長】 規則の委任している部分の表現につきましては、今検討中です。ある程度作ってはいるところなのですが、まだ少し細かいところが詰め切れていないという形です。あと、規則のほかの全体的なものについては、まだほとんど手がついていない、様式を定めたりとか、手続的などところになるのですけれども、そちらはまだほとんど手がついていない状態ではあります。

最終的には、施行日、遅くとも来年の4月1日までには完成させなければいけないのですけれども、なるべく早めにとは思っているところではあります。

【中村委員】 そうすると、今回の答申の対象に、規則まで取り込まなくてもよろしいということなのですね。

【文書法制係長】 はい、そのようになります。

【中村委員】 承知しました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかに全体を通して何かございますでしょうか。よろしいですかね。

では、そうしましたら、改めまして、もう少しですが、この諮問について引き続きよろしく願いいたします。

その他、ございますでしょうか。

【文書法制課長】 また確認で事務局のほうから。2週続けての御審議、ありがとうございました。また、11月2日9時半から、当委員会室のほうで御審議をお願いしたいと思っております。

あと再確認で、先ほど事務局のほうから御連絡しました、今日の審議経過を踏まえまして、会長とまた答申の案を作らせていただいて、ある程度会長と煮詰まった段階で委員の皆様へメールを送らせていただいて、事前に御検討いただければ幸いです。メールでまた何か質問事項があればいただければ、事務局で判断つかない部分は会長と御相談ということで、11月2日がスムーズに御審議いただけるような状況ができればと思っております。

以上でございます。

【文書法制係長】 あと、補足ですが、2日に別の諮問が1件、今予定されているという……。

【文書法制課長】 報告事項です。

【文書法制係長】 すみません、報告事項が。担当課が来ての報告事項が1件予定されているというのがありますので、よろしく願いいたします。

【文書法制課長】 コロナの関係の給付金ですね、物価上昇での。その対象者、対象額が少々変わってきたりとかがありますので、その辺りで御報告ということになります。

【石居会長】 ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

では、本日もありがとうございます。また少々短い間隔で次回開催になりますが、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —